

あなたは  
答えられますか？

# 裁判員制度のポイント

- Q.裁判員になるためには資格が必要？ ..... 答えは7・9ページ  
( 必要 ・ 必要ない )
- Q.裁判員が参加するのは、民事裁判・刑事裁判のどちら？ ..... 答えは5ページ  
( 民事裁判 ・ 刑事裁判 )
- Q.裁判員は有罪かどうかだけを決め、  
有罪の場合にどのような刑罰にするかは決めない？ ..... 答えは3・49ページ  
( 有罪かどうかだけ決める ・ 有罪かどうかと刑罰についても決める )
- Q.意見が一致しなかった場合は、多数決により評決する？ ..... 答えは55ページ  
( 多数決で決める ・ 裁判官が決める )
- Q.裁判員になったら、自分が関わる事件についての  
ニュースや新聞を見てはいけない？ ..... 答えは57ページ  
( 見てもよい ・ 見てはいけない )



私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します。  
(裁判員制度キャッチフレーズ・2005年9月選定)

よくわかる、  
裁判員制度Q&A

# よくわかる！ 裁判員制度Q&A

平成21年  
スタート！



あなたの疑問に  
お答えします

- 『裁判員制度』とは  
くわしくは3ページへ
- 裁判員に選ばれるまで  
くわしくは7ページへ
- 裁判員に選ばれてから  
くわしくは31ページへ
- 実際の裁判では  
くわしくは45ページへ

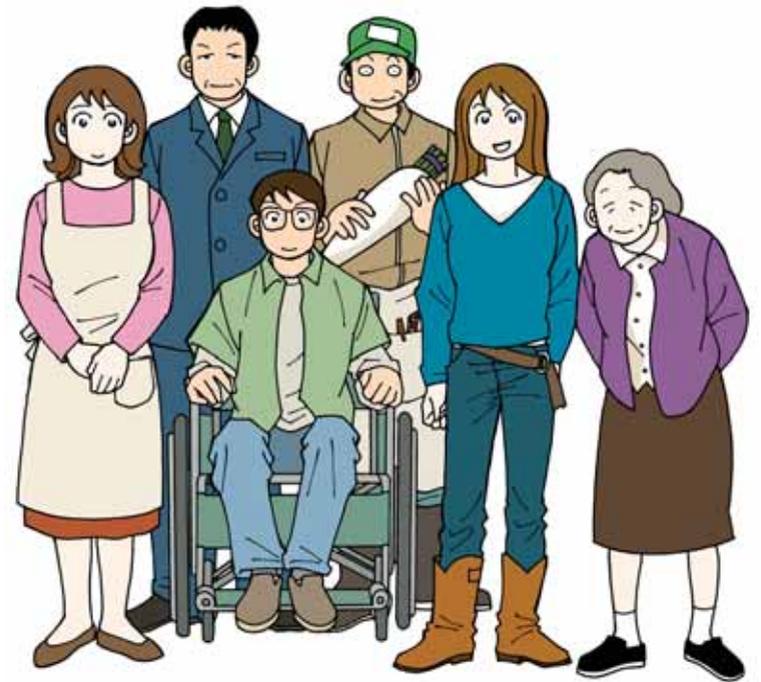
最高裁判所

## 「裁判員制度」に関する30の質問を イラストでわかりやすく解説

目次・インデックスで、関連内容が探しやすい

最高裁判所

よくわかる！  
裁判員制度Q&A



# よくわかる！ 裁判員制度Q&A

## 目次

裁判員制度の概要に関する疑問

### 裁判員制度とは

- Q1 裁判員制度とは  
どのような制度ですか？ **03**
- Q2 どのような事件を  
扱うのですか？ **05**

ページ

裁判員選任手続に関する疑問

### 裁判員に選ばれるまで

ページ

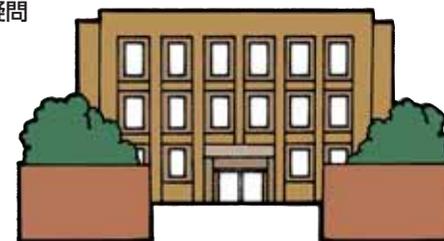
- Q3 どのような人が裁判員に選ばれるのですか？ **07**
- Q4 裁判員になれないのは、どのような人ですか？ **09**
- Q5 裁判員はどのようにして選ばれるのですか？ **11**
- Q6 候補者名簿に記載されたら、  
必ず裁判所に行くことになるのですか？ **13**
- Q7 裁判員（候補者）は、  
どこの裁判所に行くのですか？ **15**
- Q8 裁判員等に選ばれる確率はどれくらいですか？ **17**
- Q9 裁判所に行く日のどれくらい前に、  
その日時を知らせてもらえるのですか？ **19**
- Q10 裁判員を辞退することはできないのですか？ **21**
- Q11 仕事が忙しいという理由で、  
辞退はできますか？ **23**
- Q12 自宅に要介護者や養育が必要な子供がいる場合、  
辞退できますか？ **25**
- Q13 育児中に裁判に参加する場合  
どうすればいいのでしょうか？ **27**
- Q14 裁判員（候補者）として裁判所に行くために会社を  
休むと、会社内で不利益を受けませんか？ **29**



裁判員に選ばれてから気になってくる具体的な疑問

### 裁判員に選ばれてから

- Q15 交通費や昼食代などは  
支給されますか？ **31**
- Q16 裁判員は何日間ぐらい  
裁判に参加するのですか？ **33**
- Q17 裁判員裁判は、1日何時間ぐらい  
かかりますか？ **35**
- Q18 裁判が1日で終わらない場合、裁判員  
は自宅に帰ってもよいのですか？ **37**



- Q19 裁判員になったことを家族や親しい  
人に話してもよいのですか？ **39**
- Q20 上司に裁判員（候補者）になった  
ことを話してもよいのですか？ **41**
- Q21 トラブルに巻き込まれたり  
しないですか？ **43**

裁判・法廷での裁判員の役割に関する疑問

### 実際の裁判では

- Q22 裁判はどのような流れで  
進むのですか？ **45**
- Q23 裁判員は、法廷で  
何をしますか？ **47**
- Q24 評議では何をしますか？ **49**
- Q25 法律の知識がなくても  
大丈夫ですか？ **51**
- Q26 評議では、必ず意見を言わなければ  
いけませんか？ **53**
- Q27 議論を尽くしても、全員の意見が  
一致しなかったらどうなるの  
ですか？ **55**
- Q28 裁判員は、その事件に関する  
ニュースや新聞を見てもよいのですか？ **57**

- Q29 見聞きした事実について、  
話してもよいのですか？ **59**
- Q30 どうして守秘義務が  
課されているのですか？ **61**



裁判員制度とは、国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

裁判員制度は、国民みなさんの積極的な協力なくしては成り立たない制度です。この「よくわかる！ 裁判員制度Q&A」を通して、裁判員制度に理解を深め、刑事裁判に参加することへの負担感や不安感を少しでも軽減していただきたいと思います。

# Q1

## 裁判員制度とは どのような制度ですか？



## A1 裁判員制度は国民の皆さんに 裁判に参加していただく制度です。

裁判員制度は、個別の事件について、国民の皆さんから選ばれた6人の裁判員の方に、刑事手続のうち地方裁判所で行われる刑事裁判に参加してもらい、3人の裁判官と一緒に被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするのかを決めてもらう制度です。裁判員制度では、裁判の進め方やその内容に国民の視点、感覚が反映されますので、その結果、裁判全体に対する国民の理解が深まり、裁判がより身近に感じられ、司法への信頼が高まっていくことが期待されています。

身近なこと  
なのねえ



# Q2

## どのような事件を扱うのですか？



# A2

## 裁判員裁判の対象事件は、一定の重大な犯罪であり、具体例は次のとおりです。

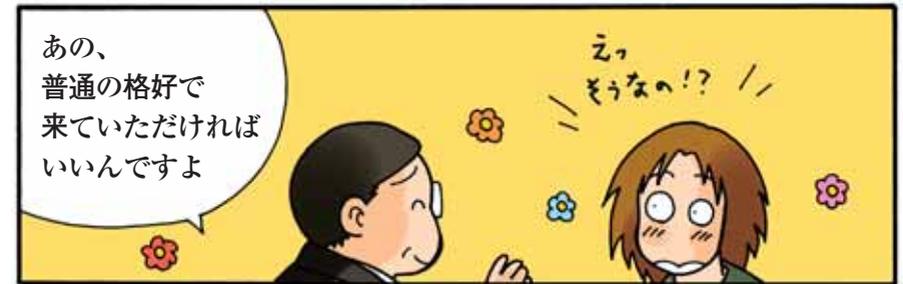


- ①人を殺した場合（殺人）
  - ②強盗が人にけがをさせ、あるいは、死亡させた場合（強盗致死傷）
  - ③人にけがをさせ、その結果、死亡させた場合（傷害致死）
  - ④ひどく酒に酔った状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させた場合（危険運転致死）
  - ⑤人が住んでいる家に放火した場合（現住建造物等放火）
  - ⑥身の代金を取る目的で、人を誘拐した場合（身の代金目的誘拐）
  - ⑦子供に食事を与えず、放置して、死亡させた場合（保護責任者遺棄致死）
- などです。

このような事件であっても、被告人の言動等により、裁判員やその家族に危害が加えられたり生活の平穏が著しく侵害されるおそれがあり、裁判員の参加が非常に難しいような事件では、裁判官のみで裁判を行うことがあります。

# Q3

## どのような人が 裁判員に選ばれるのですか？



## A3 選挙権のある方(有権者)から 裁判員を選びます。

衆議院議員の選挙権がある方(有権者)であれば、原則として誰でも裁判員になることができます。ただし、選挙権のある方でも法律上、裁判員になることができない方もいます。



裁判員に  
選ばれるまで

# Q4

## 裁判員になれないのは、 どのような人ですか？



# A4

## 次のような方は裁判員になることが できません。

### ●欠格事由のある人＝一般的に裁判員になることができない人

- ・ 国家公務員法38条の規定に該当する人（国家公務員になる資格のない人）
- ・ 義務教育を終了していない人（義務教育を終了した人と同等以上の学識を有する人は除く）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられた人
- ・ 心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障のある人

### ●就職禁止事由のある人＝裁判員の職務に就くことができない人

- ・ 国会議員、国務大臣、国の行政機関の幹部職員
- ・ 司法関係者（裁判官、検察官、弁護士など）
- ・ 大学の法律学の教授、准教授
- ・ 都道府県知事及び市町村長（特別区長を含む）
- ・ 自衛官
- ・ 禁錮以上の刑に当たる罪につき起訴され、その被告事件の終結に至らない人
- ・ 逮捕又は勾留されている人

など

### ●事件に関連する不適格事由のある人

＝その事件について裁判員になることができない人

- ・ 審理する事件の被告人又は被害者本人、その親族、同居人など
- ・ 審理する事件について、証人又は鑑定人になった人、被告人の代理人、弁護士等、検察官又は司法警察職員として職務を行った人など

### ●その他の不適格事由のある人

その他、裁判所が不公平な裁判をするおそれがあると認めた人



裁判員に  
選ばれるまで

# Q5

## 裁判員はどのようにして選ばれるのですか？



# A5

裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する人の中から選びます(Q3参照)。具体的な裁判員選任の流れは次のとおりです。

### 1. 裁判員候補者名簿の作成

選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補者となる人を毎年抽選で選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作ります。この名簿に載った方には、その旨を通知します。



この段階では、どなたに裁判所に来ていただくかは決まりません。

### 2. 事件ごとにくじで裁判員候補者が選ばれます (裁判の6~8週間前)

実際に裁判員裁判を行うことになった際に、裁判員裁判の対象となる事件ごとに、裁判員候補者名簿の中から、さらにくじでその事件の裁判員候補者を選び、呼出状を送ります。呼出状には裁判員を務めていただく期間を記載する予定です。通常は、同時に質問票をお送りして、辞退事由等の有無を確認します。

選ばれた方には、呼出状で裁判所に来ていただく日時等をお知らせします。質問票の記載から辞退事由等に該当することが明らかな場合には辞退を認めて呼出しを取り消し、裁判所まで来ていただかなくてもよいようになります。

裁判員に  
選ばれるまで

### 3. 裁判所で、候補者から裁判員を選ぶための手続を行います (通常は、裁判当日午前中)

裁判長から、事件との利害関係の有無、不公平な裁判をするおそれの有無、辞退希望の有無・理由などについて質問されます(辞退事由についてはQ10参照)。



質問は裁判官3人と書記官のほか、検察官や弁護人も立ち会います。

### 4. 裁判員となる人を決定します

裁判所は辞退を認めるか、不適格事由に該当しないかなどを考慮しつつ、最終的にはくじも交えて裁判員6人を決定します。必要な場合は補充裁判員も選びます。



検察官や弁護人は、裁判員に選任しない人を指名することができます(原則として各4人まで)。

### 5. 裁判員裁判が始まります (通常は、裁判当日午後)

# Q6

## 候補者名簿に記載されたら、必ず裁判所に行くことになるのですか？



## A6 くじで選ばれなかった場合は、呼び出されません。

Q5のとおり、裁判員候補者は、実際の事件ごとに裁判員候補者名簿からくじで選ばれます。ですから、裁判員候補者名簿に記載されても、くじで選ばれず、裁判所に来ていただかないこともあります。そして、裁判員候補者名簿は1年ごとに作成されますので、1年間が経過すれば裁判員候補者ではなくなります。ただし、翌年以降の裁判員候補者は、前年に裁判員候補者名簿に記載されたか否かにかかわらず、新たに選挙人名簿からくじで選ばれますので、翌年以降の裁判員候補者名簿に再び記載される可能性もあります。しかし、過去5年以内に裁判員などになった方や、過去1年以内に裁判員候補者として裁判所に来ていただいた方（辞退が認められた方は除く。）などは、裁判員になることを辞退することができます。（Q10参照）

裁判員に  
選ばれるまで

# Q7

## 裁判員(候補者)は、 どこの裁判所に行くのですか？



## A7 基本的にお住まいの場所の 最寄りの地方裁判所です。

裁判員裁判は、地方裁判所の本庁50か所（都道府県庁所在地のほか、函館、旭川、釧路）、地方裁判所の支部10か所（八王子、小田原、沼津、浜松、松本、堺、姫路、岡崎、小倉、郡山）で行われます。このうち、原則として、裁判員候補者のお住まいの場所を管轄する裁判所に来ていただくことになります。



裁判員に  
選ばれるまで

# Q8

## 裁判員等に選ばれる確率はどれくらいですか？



**A8** だいたい3,500人に1人と見込まれています。

裁判員を選ぶ選任手続のために何人の裁判員候補者に来ていただくかは、個々の事件ごとに、裁判所が決めることとなります。仮に通常の事件で50人程度、審理に多くの日数を要する事件で100人程度の裁判員候補者を選んだとした場合、平成17年の裁判員制度の対象となる事件が全国で約3,600件であったことを前提に試算すると、1年間に18万人~36万人の方に裁判所に来ていただくこととなります。確率で言うと、全国で1年当たり、全有権者のうち、実際の事件ごとに裁判員候補者として裁判所に来ていただく方は約300~600人に1人程度(0.18~0.35%)、そして、実際に裁判員又は補充裁判員として裁判員裁判に参加していただくのは約3,500人に1人程度(0.03%)となります。

# Q9

裁判所に行く日のどれくらい前に、その日時を知らせてもらえるのですか？



**A9** 通常は裁判の6週間前までには通知をします。

原則として期日の6週間前までに、また、審理の期間が通常よりも長くかかると考えられる事件については、8週間程度前までにはお知らせする予定です。また、このお知らせには、裁判員に選ばれた場合にいつからどの程度の期間務めていただくか(職務従事予定期間)を記載します。



裁判員に  
選ばれるまで

# Q10

## 裁判員を辞退することはできないのですか？



# A10

## 基本的にはできませんが、法律で認められた事情がある場合は辞退することができます。

裁判員制度は、特定の職業や立場の人に偏らず、広く国民に参加してもらう制度ですので、原則として辞退はできません。ただし、参加する個々の国民の負担が、過重なものとならないようにとの配慮などから、例えば70歳以上の人や、重い疾病や傷害により裁判員の職務を行うことができない場合など、法律に辞退事由が定められており、裁判所がそのような事情にあたる認めれば辞退することができます。



70歳以上の人



地方公共団体の  
議会の議員  
(ただし会期中に限る)



学生、生徒



- ・5年以内に裁判員や検察審査員などの職務に従事した人
- ・1年以内に裁判員候補者として裁判員選任手続の期日に出頭した人(辞退が認められた人は除く)

など



法律等で定められた  
辞退事由があつて、  
裁判員の職務を行う  
ことや裁判所に行く  
ことが困難な人

法律等で定められた辞退事由としては、例えば、以下のようなものがあります。

- ・ 重い疾病や傷害
- ・ 同居の親族の介護・養育
- ・ 事業上の重要な用務を自分で処理しないと著しい損害が生じるおそれがある。
- ・ 父母の葬式への出席など社会生活上の重要な用務があつて、別の日に行うことができない。

# Q11

仕事が忙しいという理由で、  
辞退はできますか？



**A11** ご自身の不在により著しい  
損害が生じる可能性があると  
認められれば、辞退可能です。

仕事が忙しいというだけの理由では、辞退はできないことになっています。ただし、とても重要な仕事があり、ご自身が処理しなければ、著しい損害が生じると裁判所が認めた場合には、辞退が認められることになっています。

お父さん  
いなくたって  
大丈夫！



裁判員に  
選ばれるまで

# Q12

## 自宅に要介護者や 養育が必要な子供がいる場合、 辞退できますか？



## A12 裁判所が介護や養育に支障を生じると認めた場合は辞退が認められます。

「介護又は養育が行われなければ日常生活を営むのに支障がある同居の親族」の介護や養育を行う必要があれば辞退の申立てが可能です。介護や養育がどの程度必要か、他の同居の親族が、特に支障なく代わりに介護や養育を行うことができるかなどの事情を考慮し、裁判所が個々のケースごとに、具体的に辞退を認めるかどうかを判断することになります。また、お子様が病気にかかっている場合についても同様です。

代わりに面倒見てくれる人は…



裁判員に  
選ばれるまで

# Q13

## 育児中に裁判に参加する場合、 どうすればいいのでしょうか？



## A13 保育サービスなどを受けられるように努めています。

育児中の方が安心して裁判員裁判に参加できるよう、国は保育サービスなどを利用しやすくするように努力しております。



# Q14

## 裁判員(候補者)として裁判所に行くために会社を休むと、会社内で不利益を受けませんか？



## A14 雇用者が解雇など不利益な扱いをすることは法律で禁じています。

裁判員の仕事に必要な休みをとることは法律で認められています。また、裁判員として仕事を休んだことを理由に、解雇などの不利益な扱いをすることは法律で禁止されています。裁判員候補者として選任手続期日に出向く場合も同様です。企業の皆さんには、従業員が裁判員となることの意義を理解していただき、裁判員のための休暇制度など裁判に参加しやすい環境づくりをお願いしています。



裁判員に選ばれるまで

# Q15

## 交通費や昼食代などは支給されますか？



## A15 日当、交通費、宿泊費は必要に応じて支払われます。

裁判所に来ていただいた日数に応じて日当や交通費が支給されます。また、裁判所から家が遠いなどの理由で宿泊しなければならない場合には、宿泊料も支払われます。裁判員候補者として裁判所においていただいたものの、最終的に裁判員に選ばれなかった方についても同様です。

なお、日当の具体的な金額は、裁判員候補者の方は、1日あたり8000円以内、裁判員及び補充裁判員に選ばれた方は、1日あたり1万円以内となります。



# Q16

## 裁判員は何日間ぐらい 裁判に参加するのですか？



裁判員に  
選ばれてから

## A16 通常、数日間程度と 見込まれています。

実際に裁判員として裁判所に来ていただく日数は、それぞれの事件の内容により異なりますので、一概にはいえません。しかし、裁判員裁判では、法廷での審理を始める前に、裁判官、検察官、弁護人の三者でポイントを絞ったスピーディーな裁判が行われるように、事件の争点や証拠を整理し、審理計画を明確にするための手続（公判前整理手続）が行われます。また、できるだけ連日的に開廷することになっていますので、約7割の事件は3日間以内で終わると見込まれています。



# Q17

## 裁判員裁判は、1日何時間ぐらいかかりますか？



裁判員に  
選ばれてから

## A17 1日あたり5~6時間程度と見込まれています。

1日にどのくらいの時間、裁判を行うかは裁判所や事件ごとに異なり、事件の内容や裁判員の負担なども考慮して、その都度決められていくことになります。ただし、丸1日かかる事件であっても、昼食時間は当然ありますので、実際に裁判が行われる時間は、通常は1日に5時間~6時間程度と考えられます。なお、裁判所に来ていただいた場合には、昼食代などの費用を補填するため日当が支払われます。(Q15参照)



# Q18

裁判が1日で終わらない場合、  
裁判員は自宅に帰っても  
よいのですか？



裁判員に  
選ばれてから

## A18 帰宅できます。

帰ることができます。諸外国では、裁判が終わるまで自宅に帰ることを許さないという制度の例もあるようですが、裁判員制度ではそのようなことはありません。



# Q19

## 裁判員になったことを 家族や親しい人に話しても よいのですか？



裁判員に  
選ばれてから

## A19 公表してはいけませんが、 身近な人に話すことはかまいません。

法律上、何人も、名前、住所その他裁判員であることを特定するに足りる情報を公にしてはならないとされ、裁判員自身が、自分が裁判員であることを公にすることも含まれます。これは、裁判員への接触や働き掛けを防ぎ、裁判員自身の平穩を保護するとともに、裁判員裁判の公正さを確保する目的もあるからです。そこで、例えばインターネットで自分が裁判員になったことを公表することは許されませんが、日常生活の中で、家族や親しい人に話すことまでは禁止されません。なお、裁判員でなくなった後に、自分が裁判員であったことを公にすることは禁止されていません。

# Q20

## 上司に裁判員(候補者)になったことを話してもよいのですか？



## A20 必要であれば上司等に話してもかまいません。

休暇を取得するために、裁判員(候補者)になったことを上司等に話すことは差し支えありません。また、報告を受けた上司が、更にその上司や使用者に報告することも、必要な範囲内であれば差し支えありません(ただし、公にすることは法律で禁止されています)。むしろ、積極的に上司などに相談して、周囲の理解を得ていただくことが重要です。



裁判員に  
選ばれてから

# Q21

## トラブルに巻き込まれたりしないですか？



## A21 裁判員は法律で 保護されています。

裁判員の名前や住所などの情報は、公にしてはならないとされています。また、事件に関して裁判員に接触することも禁止されていますし、裁判員に頼み事をしたり、裁判員やその家族を脅した者には、刑罰が科せられることになっています(2年以下の懲役又は20万円以下の罰金)。

なお、裁判員やその親族に危害が加えられるおそれがあり、裁判員の関与が非常に難しいようなごく例外的な事件については、裁判員が加わらず裁判官だけで裁判をすることも法律に定められています。



裁判員に  
選ばれてから

# Q22

裁判はどのような流れで進むのですか？



# A22

裁判員裁判は次のように進んでいきます。

## 冒頭手続（法廷）

- ・被告人の確認（人定質問）
- ・検察官が起訴状を朗読する
- ・被告人と弁護人から起訴状に対する言い分を聞く（意見陳述）



## 審理（法廷）

1. 証拠調べ手続
  - ・検察官・弁護人が証拠により証明しようとする事実を説明（冒頭陳述）
  - ・検察官や弁護人が提出した凶器などの物や書類を取調べ、証人や被告人に対する質問を行う（証拠調べ）
2. 弁論手続
  - ・検察官が事実関係や法律的問題などの意見を述べる（論告）
  - ・検察官が被告人に与えるべきと考える刑を述べる（求刑）
  - ・弁護人が事実関係や法律的問題などの意見を述べる（弁論）
  - ・被告人が意見を述べる（最終陳述）



## 評議（評議室）

裁判員と裁判官が話し合い、有罪か無罪か、有罪の場合にはどのような刑にするか決める。



## 判決手続（法廷）

裁判官が評議の結果に基づき、被告人に判決を言い渡す。



実際の  
裁判では

# Q23

## 裁判員は、法廷で何をするのですか？



## A23 裁判官と一緒に審理に出席していただきます。

裁判員は、裁判官と一緒に、公開の法廷での刑事事件の審理(これを「公判」といいます。)に出席します。公判では、証拠として提出された凶器などの物や書類を取り調べるほか、証人や被告人に対する質問が行われます。裁判員も、証人や被告人等に質問することができます。また、裁判員制度での審理は、法律実務の専門家でない皆さんに参加していただくために、裁判員の方にできる限り負担のかからないような工夫がなされます。例えば、争点の判断に必要な証拠を厳選して証拠調べを行うなど、できる限り法廷での審理を見たり聞いたりするだけで事件の内容を理解できるように工夫された審理が行われます。

# Q24

## 評議では何をしますか？



## A24 裁判官と一緒に被告人の有罪・無罪、有罪の場合の刑を決めていただきます。

裁判員に選ばれると、他の5人の裁判員や3人の裁判官と一緒に刑事裁判の審理に出席し、証人尋問や被告人質問といった証拠調べ手続や、検察官や弁護人の主張を聴く弁論手続に立ち会います。その上で、評議において裁判官と対等の立場で議論をし、お互いに自分の意見を述べるとともに、お互いの意見をよく聞いて、議論を尽くして、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合はどのような刑にするかを決めることとなります。



実際の裁判では



# Q26

## 評議では、必ず意見を 言わなければいけませんか？



## A26

ご自身が気づいたことを発言してください。

法律上、裁判員は、事件について裁判官と一緒に議論(評議)する際に意見を述べなければならないとされています。評議において一つの結論を出すためには、そのメンバーである裁判員と裁判官が、それぞれの意見を述べるのが不可欠だからです。もっとも、評議においては、すべての問題点について一度にまとめた意見を述べなければならないわけではなく、自由に自分の気付いたところから意見を述べていただいて議論に参加していただければよいのです。もちろん、意見を変えることも自由です。裁判長も、必要な法令に関する説明を丁寧に行い、分かりやすく評議を整理し、裁判員が発言する機会を十分に確保するなどして、裁判員の方が自分の意見を十分に言えるように配慮します。

# Q27

議論を尽くしても、  
全員の意見が一致しなかったら  
どうなるのですか？



## A27 多数決で結論を出します。

慎重に  
やらねば…

評議を尽くしても全員の意見が一致しなかったときは、多数決で結論を出します。この場合、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合にどのような刑にするかについての裁判員の意見は裁判官と同じ重みを持つこととなります。ただし、裁判員だけによる意見では被告人に不利な判断（被告人が有罪か無罪かを決める場面では、有罪の判断）をすることはできず、裁判官1人以上が多数意見に賛成していることが必要です。

実際の  
裁判では

# Q28

## 裁判員は、その事件に関する ニュースや新聞を 見てもよいのですか？



## A28

いつもどおり、見ても  
かまいません。

帰宅された後は、テレビを見たり新聞を読んでいた  
だいて構いません。しかし、裁判員として判断してい  
ただく際は、あくまで法廷で示された証拠だけに基  
づいて判断していただくことになります。

あくまで  
見るだけ!



実際の  
裁判では

# Q29

見聞きした事実について、話してもよいのですか？



## A29 法廷で見聞きしたことは、話してもかまいません。

公開の法廷で見聞きしたことであれば基本的に話しても大丈夫です。逆に、漏らしてはいけない秘密には、評議の秘密と、評議以外の裁判員としての職務を行うに際して知った秘密とがあります。評議の秘密には、例えば、どのような過程を経て結論に達したのかということ、裁判員や裁判官がどのような意見を述べたかということ、その意見を支持した意見の数や反対した意見の数、評決の際の多数決の人数が含まれていると考えられています。また、評議以外の裁判員としての職務を行うに際して知った秘密には、例えば、記録から知った被害者など事件関係者のプライバシーに関する事項、裁判員の名前などが該当します。

# Q30

## どうして守秘義務が課されているのですか？



## A30 裁判の公正と信頼を確保するためです。

守秘義務が課されているのは、裁判の公正さやその信頼を確保するとともに、評議で裁判員や裁判官が自由な意見を言えるようにするためです。評議で述べた意見や経過が明らかにされると、後で批判されることを恐れて率直な意見を述べるができなくなってしまうおそれがあります。また、例えば、記録から知った被害者など事件関係者のプライバシーに関する事項、裁判員の名前などは、当事者にとって他人に知られたくないものが含まれている可能性が高く、不必要に明らかにされないようにしなければならないことから守秘義務の対象とされています。なお、裁判員の守秘義務は、裁判員として裁判に参加している間だけではなく、裁判員としての役目が終わった後も守らなくてはならず、この義務に違反した場合、刑罰が科せられることがあります。



裁判員制度について  
より詳しく  
お知りになりたい方は  
こちらをご覧ください

裁判員制度ウェブサイト  
<http://www.saibanin.courts.go.jp/>  
裁判員制度携帯サイト  
<http://www.saibanin.courts.go.jp/k/>  
裁判員制度メールマガジン  
<http://www.saibanin.courts.go.jp/melmaga/index.html>

よくわかる！  
**裁判員制度Q&A**

2006年（平成18年）12月第1版発行  
2007年（平成19年）9月第1版補訂版発行  
最高裁判所 ● 東京都千代田区隼町4番2号  
裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/>

作画：ヤマダリツコ / 制作：TREND-PRO